

○内閣府令第一号

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）の施行に伴い、及び特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十八条の二第一項、第五十二条第三項及び第五十四条第二項の規定に基づき、特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令

特定非営利活動促進法施行規則（平成二十三年内閣府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	目次 第一章 特定非営利活動法人（第一条―第三条） 第二章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人 第一節 認定特定非営利活動法人（第四条―第三十二条） 第二節 特例認定特定非営利活動法人（第三十三条・第三十四条） 第三節 認定特定非営利活動法人等の合併（第三十五条） 附則 （貸借対照表の公告） 第三条の二 法第二十八条の二第一項第三号に規定する措置であつて内閣府令で定めるものは、第一条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。 2 法第二十八条の二第一項第四号に規定する措置として内閣府令で定める方法は、当該特定非営利活動法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。 3 前項の方法による公告は、当該公告の開始後一年を経過する日までの間、継続してしなければならない。 第二章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
改正前	目次 第一章 特定非営利活動法人（第一条―第三条） 第二章 認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人 第一節 認定特定非営利活動法人（第四条―第三十二条） 第二節 仮認定特定非営利活動法人（第三十三条・第三十四条） 第三節 認定特定非営利活動法人等の合併（第三十五条） 附則 「条を加える。」 第二章 認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人

(所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証の申請の添付書類)

第三十条 「略」

四 法第五十五条第二項の規定により所轄庁に提出した直近の法第五十四条第三項の書類の写し

(認定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類)

第三十二条 「略」

七 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

2 「略」

第二節 特例認定特定非営利活動法人

(特例認定特定非営利活動法人)に関する認定特定非営利活動法人に係る規定の準用)

第三十四条 「略」

〔様式第1号〕第3号 略

(所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証の申請の添付書類)

第三十条 「同上」

四 法第五十五条第二項の規定により所轄庁に提出した直近の法第五十四条第三項及び第四項の書類の写し

(認定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類)

第三十二条 「同上」

七 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が二百万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日

2 「同上」

第二節 仮認定特定非営利活動法人

(仮認定特定非営利活動法人)に関する認定特定非営利活動法人に係る規定の準用)

第三十四条 「同上」

〔様式第1号〕第3号 略

様式第4号（第33条第1項関係）

年 月 日

普通府県知事 殿

（特別認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

電話番号

印

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第38条第1項の
特別認定に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第38条第1項の特別認定を受けたので、法第42条において準用する法第49条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

1 事業報告書

2 活動計算書

3 貸借対照表

4 財産目録

5 年間役員名簿

6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

7 役員名簿

8 定款

9 認証に関する書類の写し

10 登記に関する書類の写し

様式第4号（第33条第1項関係）

年 月 日

普通府県知事 殿

（仮認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

電話番号

印

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第38条第1項の
仮認定に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第38条第1項の仮認定を受けたので、法第42条において準用する法第49条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

1 事業報告書

2 活動計算書

3 貸借対照表

4 財産目録

5 年間役員名簿

6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

7 役員名簿

8 定款

9 認証に関する書類の写し

10 登記に関する書類の写し

- 4 -

- 11 法第59条第1号の規定による法第46条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第62条において適用する法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 12 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 13 特例認定に関する書類の写し

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 1から6までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち最近のものを提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11及び12に掲げる書類については、法第58条第2項において適用する法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。
- 4 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

- 11 法第59条第1号の規定による法第46条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第62条において適用する法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 12 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 13 仮認定に関する書類の写し

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 1から6までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したものうち最近のものを提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11及び12に掲げる書類については、法第58条第2項において適用する法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。
- 4 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

様式第5号（第33条第2項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿

（特定認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

印

電話番号

特定非営利活動促進法第62条において適用する同法第53条第4項の

都道府県知事に対する特定認定特定非営利活動法人の事務所の新設に係る関係書類の提出書

貴都道府県の区域内に新たに事務所を設置したので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第62条において適用する法第53条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

1 事業報告書

2 活動計算書

3 貸借対照表

4 財産目録

5 年間役員名簿

6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

7 役員名簿

8 定款

9 認証に関する書類の写し

10 登記に関する書類の写し

様式第5号（第33条第2項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿

（認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

印

電話番号

特定非営利活動促進法第62条において適用する同法第53条第4項の

都道府県知事に対する認定特定非営利活動法人の事務所の新設に係る関係書類の提出書

貴都道府県の区域内に新たに事務所を設置したので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第62条において適用する法第53条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

1 事業報告書

2 活動計算書

3 貸借対照表

4 財産目録

5 年間役員名簿

6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

7 役員名簿

8 定款

9 認証に関する書類の写し

10 登記に関する書類の写し

- 6 -

- 11 法第 59 条第 1 号の規定による法第 46 条第 1 項第 2 号から第 9 号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第 62 条において適用する法第 47 条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 12 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 13 特例認定に関する書類の写し

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 4 番とすること。
- 2 1 から 6 までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11 及び 12 に掲げる書類については、法第 58 条第 1 項の既認定又は法第 63 条第 2 項の認定のうち直近に受けたものに係る申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写しを提出すること。
- 4 法第 63 条第 4 項の都道府県が複数あるときは、各都事に対して届出を行うこと。

- 11 法第 59 条第 1 号の規定による法第 46 条第 1 項第 2 号から第 9 号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第 62 条において適用する法第 47 条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 12 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 13 仮認定に関する書類の写し

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 4 番とすること。
- 2 1 から 6 までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11 及び 12 に掲げる書類については、法第 58 条第 1 項の仮認定又は法第 63 条第 2 項の認定のうち直近に受けたものに係る申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写しを提出すること。
- 4 法第 63 条第 4 項の都道府県が複数あるときは、各都事に対して届出を行うこと。

様式第7号（第36条第4項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿

（特例認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

印

電話番号

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第63条第2項の
合併の認定に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第63条第2項の合併の認定を受けたので、法第63条第5項において準用する法第62条において準用する法第49条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

1 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

2 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

3 合併当初の財産目録

4 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

5 役員名簿

6 定款

7 合併の認証に関する書類の写し

8 合併の登記に関する書類の写し

9 法第63条第5項において準用する法第62条において準用する法第46条第1項第2号から第

[様式第6号 略]

様式第7号（第36条第4項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿

（認定認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

印

電話番号

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第63条第2項の
合併の認定に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第63条第2項の合併の認定を受けたので、法第63条第5項において準用する法第62条において準用する法第49条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

1 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

2 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

3 合併当初の財産目録

4 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

5 役員名簿

6 定款

7 合併の認証に関する書類の写し

8 合併の登記に関する書類の写し

9 法第63条第5項において準用する法第62条において準用する法第46条第1項第2号から第

- 8 -

- 9号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 10 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 11 合併の認定に関する書類の写し

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 1から6までに掲げる書類については、合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人に係る書類を提出すること。
- 3 9及び10の書類については、法第63条第5項において適用する法第58条第2項において適用する法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。
- 4 所轄庁以外の関係団事が賛成あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

- 9号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 10 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 11 合併の認定に関する書類の写し

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 1から6までに掲げる書類については、合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人に係る書類を提出すること。
- 3 9及び10の書類については、法第63条第5項において適用する法第58条第2項において適用する法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。
- 4 所轄庁以外の関係団事が賛成あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この府令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、第三条の次に一条を加える改正規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。